

鹿児島県中小企業制度資金取扱要領

第1条 この要領は、鹿児島県中小企業制度資金（以下「中小企業制度資金」という。）の取扱いについて鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 中小企業制度資金の融資利率は、次のとおり区分する。

- (1) 基準金利（中小企業制度資金の基準となる資金で、中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金に適用する。）
- (2) 政策金利1（基準金利より優遇した金利で、創業支援資金、新事業チャレンジ資金、観光・ものづくりパワーアップ資金、事業承継対策資金及び耐震改修支援資金に適用する。）
- (3) 政策金利2（政策金利1より優遇した金利で、緊急災害対策資金、緊急経営対策資金、セーフティネット対応資金、事業再生支援資金及び霧島山火山活動緊急経営対策資金に適用する。）
- (4) 変動金利（中小企業振興資金の一部、小規模企業活力応援資金の一部、観光・ものづくりパワーアップ資金の一部、耐震改修支援資金の一部及び事業再生支援資金の一部について適用する。中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金であつて融資期間が5年を超え10年以内の場合は、利用者が基準金利か変動金利を選択するものとし、融資期間が10年を超える場合は、変動金利とする。観光・ものづくりパワーアップ資金、耐震改修支援資金及び事業再生支援資金であつて融資期間が10年を超える場合は、変動金利とする。）

2 中小企業制度資金の融資利率の改定方法、時期等については、別に定める。

第3条 要綱第3条第3号の「事業を開始する」とは、特定の場所に事務所を構え、事業活動に必要な職員を有し、かつ販売や受注のための具体的な営業、事業活動を開始していることをいう。

第4条 要綱第3条第4号の「知事が特に新規性があるとして認めた技術等」とは次のとおりとする。

- (1) 知的財産権の取得段階にあるもの（ただし、客観的に新規性が認められたものに限る。）。
- (2) 公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人、財団及び社団に限る。以下同じ。）が行う事業の採択を受けた事業で、当該事業が別表第1に掲げる事業に相当するものとして公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「かごしま産業支援センター」という。）長が認める、原則として当該事業の採択日が貸付の申込みの日以前5年以内のもの。
- (3) 公的機関又は大学との共同研究や技術指導により開発された技術等

第5条 削除

第6条 削除

第7条 要綱別表第1 中小企業振興資金の項、取扱金融機関の欄「知事が指定したもの」とは、株式会社みずほ銀行（県内営業店に限る。）をいう。

第8条 創業支援資金に係る融資申込者が、商工団体に推薦依頼書を提出し、商工団体が受理した場合は、商工団体は、必要な調査を行い、推薦の可否について判断し、その旨を融資申込者に通知するものとする。

推薦の判断は、事業計画の適否や地域経済への寄与等について総合的に検討し、真に適

当と認められるものについて推薦するものとする。

第9条 要綱別表第1新事業チャレンジ資金の項、融資対象の欄第3号の「かごしま産業支援センターが行う事業で知事が指定したもの」とは、別表第1に掲げるもので、原則として、当該事業の採択日が貸付の申込みの日以前5年以内のものとする。

2 要綱別表第1新事業チャレンジ資金の項、融資対象の欄第4号の「県が行うトライアル発注制度」については、原則として、製品等の選定を受けた日が貸付の申込みの日以前5年以内のものとする。

3 要綱別表第1新事業チャレンジ資金の項、融資対象の欄第5号に該当するものとして認定を受けようとする中小企業者及び組合は、県（経営金融課）に新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

4 経営金融課長は、前項における申請があった場合は、新事業チャレンジ資金の新規性要件に該当するかどうか審査を行い、該当すると認められた場合は、新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

第10条 観光・ものづくりパワーアップ資金の融資対象となる事業は別表第2に掲げるものとする。

2 観光・ものづくりパワーアップ資金の融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて観光・ものづくりパワーアップ資金融資対象該当届出書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

3 観光・ものづくりパワーアップ資金の融資対象のうち県が行う新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクトに係る事業を行うものであることの証明を受けようとする中小企業者等は、県（経営金融課）に観光・ものづくりパワーアップ資金に係る新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクト対象事業証明申請書（別記第4号様式）を提出し、証明を受けなければならない。

第11条 事業承継対策資金の融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて事業承継対策資金融資対象要件該当届出書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

2 鹿児島県事業承継引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継を行う者にあつては、事業承継支援証明書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

第12条 要綱別表第1耐震改修支援資金の項、融資対象の欄の「事業用建築物」とは、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条に規定する用途で、中小企業者が事業の用に供する建築物をいう。

2 耐震改修支援資金の融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて耐震改修支援資金融資対象要件該当届出書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

第13条 要綱別表第1緊急災害対策資金の項、融資対象の欄第4号の「知事が特に認める災害」とは次のとおりとする。

(1) 小災害り災者に対する援護措置要綱（昭和44年8月26日付け社第595号）第2条の規定が適用された災害及び当該災害と原因を同じくして発生した災害（本震及び余震による一連の地震から生じた被害については一つの地震による被害として認定する。以下同じ。）

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）第3条の規定により災害弔慰金の支給対象となる災害及び県災害弔慰金等支給要綱（昭和50年3月31日告示第368号の5）第3条第1項の規定による災害弔慰金の支給対象となる災害

(3) 前各号に掲げる災害と同等の災害と認められる特別の事情がある場合

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成30年鹿児島県告示第704号）附則第2条の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の要綱第11条の「報告書」とは、業況報告書（別記第8号様式）をいう。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項第2号，第9条第1項）

区 分	事 業 名	添 付 書 類
新事業チャレンジ 資金	(1) かがしま起業家応援プログラム事業	採択通知書（写）
	(2) 新事業研究開発助成事業	採択通知書（写）
	(3) 地域技術提携起業化事業	採択通知書（写） 融資申込みを行う ことについての同 グループの企業か らの同意書
	(4) 重点業種研究開発支援事業	採択通知書（写）
	(5) 地域資源活用・農商工等連携新事業創出支援事業	採択通知書（写）
	(6) 中核的企業創出プログラム事業	採択通知書（写）
	(7) 地域資源活用起業家支援事業	採択通知書（写）
	(8) 中小製造業者創業・新分野進出等支援事業	採択通知書（写）
	(9) 新分野参入研究開発助成事業	採択通知書（写）
	(10) かがしまの「食」付加価値向上対策事業	採択通知書（写）
	(11) 年度の途中においてかがしま産業支援センターの事業として追加された事業で，かがしま産業支援センター長と協議の上，上記(1)から(10)に相当する事業として認められた事業	採択通知書（写）

注) 表中(7)地域資源活用起業家支援事業及び(8)中小製造業者創業・新分野進出等支援事業のうち創業に係るものは除く。

別表第2（第10条第1項）

区 分	融資対象設備等
<p>観光産業</p> <p>観光旅行者の来訪の促進又は受入態勢の向上に資する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の整備 [例] 民宿施設の建設，宿泊施設の改修，浴場の改修など ・ 郷土料理の提供施設の整備 [例] 店舗の建設，改装，設備導入など ・ 地域特産物の販売施設の整備 [例] 店舗の建設，改装，設備導入など ・ 観光土産品の製造，販売 ・ その他の観光旅行者の来訪の促進又は受入態勢の向上に資する事業を行うもの
<p>自動車連産業</p> <p>(1) 部品製造に必要な金型，治具工具の製造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車部品の金型（プレス金型，鋳造用金型，プラスチック金型） ・ 自動車部品の精度検査，部品製造時に工具を加工物の正しい位置に導くなど特定の作業のために設計・製造される治具工具
<p>(2) F A，生産設備，検査システム等の製造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作機械，プレス機，溶接機，射出成形機，検査機，部品の搬送台車など完成車の組立ラインや部品の製造工程等において使用される設備
<p>(3) 自動車に直接取り付ける部品の製造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジン部品 [例] ピストン，エンジンバルブ，オイルフィルターなど ・ 電装品・電子部品 [例] スパークプラグ，エンジン制御装置，リモートキーなど ・ 駆動・伝導及び操縦装置部品 [例] クラッチ，トランスミッション，パワーステアリングなど ・ 懸架・制動装置部品 [例] サスペンション，ブレーキシステム，ショックアブソーバーなど ・ 車体部品 [例] シャシー，フレーム，ダッシュボード，バンパー，内装部品など ・ 照明・計器等電気・電子部品 [例] ヘッドランプ，スピードメーター，ワイヤーハーネスなど
<p>(4) 電装品など電子関連部品の加工製造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーラジオ及びカーステレオ ・ 冷房装置及び暖房装置 ・ その他用品 [例] ホイールキャップ，空気清浄機，自動車時計など ・ ナビゲーションシステム及び関連機器 ・ E T C 車載器 ・ その他車載用情報機器
<p>電子関連産業</p> <p>(1) 半導体・フラットパネルディスプレイ関連部品，装置又は製品等の加工製造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半導体関連部品・材料 [例] 金型・リードフレーム，シリコンウェハ，化学薬品・化学処理，セラミック製電子部品など ・ 半導体関連設備 [例] クリーンルーム，治具・工具など ・ 半導体デバイス製造 [例] 集積回路，発光ダイオード等の前工程及び後工程（製品検査及び信頼性試験を含む。） ・ 半導体関連装置 [例] 製造装置（ベンダー，組立），検査装置（ベンダー，組立） ・ フラットパネルディスプレイ製造 ・ その他半導体関連製造 [例] 電気電子機器製造，プリント基板製造など ・ 半導体設計・システム設計 [例] 電気電子機器設計，設計ツール，半導体設計など
<p>(2) 半導体関連アプリケーション製品（各分野に係る部品，製造装置及び治具・工具を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームエレクトロニクス分野 [例] 情報家電（テレビ，DVD等），パソコンなど ・ モバイルエレクトロニクス分野 [例] 携帯電話，デジタルカメラ，ポータブルメディアディスプレイ，モバイル電池など ・ ソーシャルエレクトロニクス分野

	の製造	<ul style="list-style-type: none"> [例] O A機器, 通信機器, I Cカードなど ・ カーエレクトロニクス分野 [例] 自動車向け半導体, 圧力センサー, 加速度センサー, 角速度センサーなど ・ エネルギー分野 [例] 太陽電池, 燃料電池など ・ 医療分野 [例] 健康・福祉機器など ・ ロボット分野 [例] 産業機器, ロボット, MEMS など
	(3) ソフトウェアの製造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組込システム [例] 半導体関連アプリケーション製品の制御プログラムなど ・ その他のソフトウェア [例] パッケージソフト作成, ウェブサイト構築, 生産管理システムなど
食品 関連 産業	(1) 食料品及び飲料の製造	<ul style="list-style-type: none"> 畜産食料品, 水産食料品, 農産保存食品, 調味料, 精穀・製粉, パン・菓子, 冷凍食品, 炊飯・惣菜, 飲料, 酒類, その他飲食品の製造に関する次の設備 ・ 食品加工製造ライン [例] ハム・ソーセージ工場, かまぼこ製造ライン, 漬物製造工場, 味噌・醤油工場, 製粉ライン, パン工場, 冷凍惣菜製造ライン, 弁当工場, ペットボトル飲料製造ライン, 焼酎製造工場, 豆腐製造工場など ・ 物流施設 [例] 乳製品の低温物流センターなど ・ 研究開発施設
	(2) 食品関連容器・加工等機器の製造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品用容器製造ライン [例] プラスチック容器製造ライン, ペットボトル製造ラインなど ・ 食品加工製造ライン等に必要の機器の製造設備 [例] 食品加工用機械, 食品選別用機械, 食品検査用機器等の製造に必要な設備及び同施設を構成する部品など
	(3) 食品の流通（卸売業及び小売業に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品流通に必要な設備 [例] 荷捌き施設, 運搬機械, 自動せりシステム, 倉庫, 配送センター, 精米設備, 精肉ライン, 活魚処理施設など ・ 食品販売に必要な設備 [例] 店舗（食品販売）, アンテナショップ, 配送センターなど
環境 ・ 新エ ネル ギ ー 産 業	(1) 環境汚染防止に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境汚染防止装置及び汚染防止用資材の開発, 製造又は販売 [例] 大気汚染防止用装置, 下水・排水処理用装置, 土壌・水質浄化用装置, 騒音・振動防止用装置, 環境測定・分析・監視用装置, 環境対応型建材等の製造に必要な設備及び同施設を構成する部品など ・ その他の環境汚染防止に資する事業を行うもの
	(2) 地球温暖化対策に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー発電装置等の開発, 製造又は販売 [例] 太陽光発電システム, 風力発電装置, バイオマスエネルギー利用施設, 中小水力発電装置等の製造に必要な設備及び同施設を構成する部品など ・ 省エネルギー家電製品の開発, 製造又は販売 [例] 省エネ型照明器具（旧：照明器具）, LED照明等の製造に必要な設備及び同施設を構成する部品など ・ 高効率給湯器の開発, 製造又は販売 [例] 高効率給湯器の製造に必要な設備及び同施設を構成する部品など ・ その他の地球温暖化対策に資する事業を行うもの
	(3) 廃棄物処理・資源有効利用に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理用装置等の開発, 製造又は販売 [例] 生ごみ処理装置, 廃プラ油化装置, 事業系廃棄物処理装置, ごみ処理装置関連機器等の製造に必要な設備及び同施設を構成する部品など ・ リサイクル素材の開発, 製造又は販売 [例] 再資源の商品化（廃プラスチック製品製造業, 更正タイヤ製造業, 鉄スクラップ加工処理業等）に必要な設備及び同施設を構成する部品など

		<ul style="list-style-type: none"> その他の廃棄物処理・資源有効利用に資する事業を行うもの
	(4) 自然環境保全に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> 水資源利用設備の開発、製造又は販売 [例] 雨水利用設備の製造に必要な設備及び同施設を構成する部品など その他の自然環境保全に資する事業を行うもの
健康・医療及びバイオ関連産業	(1) 医療・介護関連	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造 [例] 化学分析システム、クリーンルーム、培地及びその希釈用液を調製する設備、容器等の洗浄、乾燥、滅菌及び保管に必要な設備、瓶詰装置、充填・包装装置など 医療機器の製造 [例] 治具・工具、工作機械、組立施設など 医療用システムの作成 [例] 医療用関連アプリケーション作成ソフト、医療用検査・分析機器用システム作成ソフトなど 介護用品の製造 [例] 治具・工具、工作機械、組立施設など その他医療・介護関連製品の製造
	(2) 健康食品等	<ul style="list-style-type: none"> 健康食品等の製造 [例] 化学分析システム、クリーンルーム、培地及びその希釈用液を調製する設備、容器等の洗浄、乾燥、滅菌及び保管に必要な設備、発酵装置、瓶詰装置、充填・包装装置など 健康食品等の流通・販売 [例] 店舗、コールセンター、配送センターなど
航空機関連産業	(1) 航空機・航空機付属品の製造	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の製造又は組立て 航空機用原動機又はその部分品 [例] ピストンエンジン及びジェットエンジン取入口、潤滑装置、冷却装置、排気装置など 航空機部分品又は補助装置 [例] プロペラ、胴体、主翼、尾部組立部品、着陸及び揚陸用装置を含む降着装置、航空機のために用いられる補助装置など
	(2) 航空機用の計器・電装品の製造	<ul style="list-style-type: none"> 航空計器又は航空機用電装品 [例] 航空用指示圧力計（高度計、熱圧計など）、航空機用スターターモータ及び発電機など
	(3) 航空機のための機械器具の製造	<ul style="list-style-type: none"> 搭載用又は地上誘導装置、制御装置及び計測器類 [例] 航空用通信装置、レーダ製造業、距離方位測定装置など

(注1) 本表において、「製造」には、加工工程も含む。

[例] 自動車部品の切削、研磨、メッキ、熱処理など

(注2) 本表において、部品には、当該部品を構成する部品も含む。

別記第1号様式（第9条関係）

新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記について、本制度の融資対象の要件に該当することを認定して下さるよう申請します。

記

1 事業所の概要

(1) 事業者名

(2) 所在地

(電話番号)

(3) 資本金の額及び従業員数（個人の場合は従業員数のみ。） 万円 人

(4) 主たる事業内容

[]

2 事業の新規性要件

[]

3 事業の開始年月日及び事業の具体的内容

(1) 事業の開始年月日 年 月 日

(2) 事業の具体的内容

[]

(3) 事業計画

[]

(4) 新事業の売上予定額 万円

(参 考)

1 資金の種類 ア 設備資金 イ 運転資金 （該当する記号を○で囲む。）

2 借入予定額 （本資金及び他機関からの借入予定額） 万円

3 借入時期 年 月 日

4 返済期限 ア 設備資金 年 月 日

イ 運転資金 年 月 日

【添付書類】

融資の対象となる事業に係る技術等の新規性について、公的機関等の認定等を得たものについては、証明書等の写し及びその添付書類

第2号様式（第9条関係）

新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定書

年 月 日

鹿児島県商工労働水産部経営金融課長 印

下記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

記

1 事業所の概要

(1) 事業者名

(2) 所在地

(電話番号)

(3) 資本金の額及び従業員数（個人の場合は従業員数のみ。） 万円 人

(4) 主たる事業内容

[]

2 事業の新規性要件

[]

3 事業の開始年月日及び事業の具体的内容

(1) 事業の開始年月日 年 月 日

(2) 事業の具体的内容

[]

(3) 事業計画

[]

(4) 新事業の売上予定額 万円

第3号様式（第10条関係）

観光・ものづくりパワーアップ資金融資対象該当届出書

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名

私は、下記のとおり、本資金の融資対象要件に該当することを届け出いたします。

記

1 申込者の概要(現況)

創業の時期	年 月	業 種	
資本金	千円	事業内容	(業種、業態、企業の特徴など)
従業員数	常雇用 人 臨時パート 人		
年間売上	(千円 年度)		

※会社の定款の写しを添付すること。

2 融資対象要件((1)から(3)のうち、該当する番号を○で囲んでください。)

(1) 事業規模の拡大又は新規参入

事業展開を行う産業及び対象区分（該当する番号を○で囲んでください。）

産 業 名	融 資 対 象 区 分
観光産業	1 観光旅行者の来訪の促進又は受入態勢の向上に資する事業
自動車関連産業	1 部品製造に必要な金型・治具工具の製造
	2 F A, 生産設備, 検査システム等の製造
	3 自動車に直接取り付ける部品の製造
	4 電装品など電子関連部品の加工製造
電子関連産業	1 半導体・フラットパネルディスプレイ関連部品, 装置又は製品等の加工製造
	2 半導体アプリケーション製品（各分野に係る部品, 製造装置及び治具工具を含む。）の製造
	3 ソフトウェアの製造
食品関連産業	1 食料品及び飲料の製造
	2 食品関連容器・加工等機器の製造
	3 食品の流通（卸売業・小売業）
環境・新エネルギー産業	1 環境汚染防止に資する事業
	2 地球温暖化対策に資する事業
	3 廃棄物処理・資源有効利用に資する事業
	4 自然環境保全に資する事業
健康・医療産業	1 医薬品の製造
	2 医療機器の製造
	3 医療用システムの作成
	4 介護用品の製造
	5 その他医療・介護関連製品の製造
バイオ関連産業	1 健康食品等の製造
	2 健康食品等の流通・販売
航空機関連産業	1 航空機・航空機付属品の製造
	2 航空機用の計器・電装品の製造
	3 航空機のための機械器具の製造

(2) 認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を行う

該当する産業 (該当する番号を○で 囲んでください)	① 観光産業	② 自動車関連産業	③ 電子関連産業
	④ 食品関連産業	⑤ 環境・新エネルギー産業	⑥ 健康・医療産業
	⑦ バイオ関連産業	⑧ 航空機関連産業	

※主務大臣の計画認定書の写し及び経営力向上計画書の写しを添付

(3) 承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う

該当する産業 (該当する番号を○で 囲んでください)	① 観光産業	② 自動車関連産業	③ 電子関連産業
	④ 食品関連産業	⑤ 環境・新エネルギー産業	⑥ 健康・医療産業
	⑦ バイオ関連産業	⑧ 航空機関連産業	

※承認地域経済牽引事業計画書の写しを添付

3 事業計画

(1) 今後の事業展開

--

(2) 設備投資の内容

(単位：千円)

導入年月	設備の内容	用途	単価	数量	金額
合計	—	—	—	—	

(3) 運転資金の内容

(単位：千円)

必要時期 (年月)	運転資金の内容	金額
合計	—	

第4号様式（第10条関係）

観光・ものづくりパワーアップ資金に係る新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクト対象事業証明申請書

年 月 日

鹿児島県商工労働水産部経営金融課長 殿

申請者 住所
氏名
電話（ ） 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

観光・ものづくりパワーアップ資金に係る新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクトの対象事業として証明を受けたいので申請します。

記

1 企業の概要

- (1) 主たる業種
(2) 創業の時期 年 月
(3) 資本金 千円
(4) 従業員数 常雇用 人, 臨時パート 人
(5) 直近期の年間売上 千円 (平成 年度)
※会社の定款の写しを添付すること。

2 新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクトとの関連性

- (1) 申請者が所属する鹿児島県食品関連産業推進協議会の構成員（団体）の名称

団体の名称： _____

※ 申請者が同団体の構成員であることが分かる書類を添付してください。

(2) 観光・ものづくりパワーアップ資金を活用して行う事業の内容

- ① 事業展開の形態（該当する記号を○で囲んでください。）

ア 新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクト構想に掲げる業種において事業の拡大を図るもの
イ 新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクト構想に掲げる業種への新規参入を図るもの

- ② ①の業種名（該当する記号を○で囲んでください。）

ア 食料品製造業 イ 飲料・たばこ・飼料製造業 ウ はん用機械器具製造業
エ 生産用機械器具製造業 オ 業務用機械器具製造業 カ 飲食料品卸売業
キ 飲食料品小売業 ク 宿泊業 ケ 飲食店

- ③ 事業展開を行う対象区分（該当する記号を○で囲んでください。）

ア 食料品及び飲料の製造 イ 食品関連容器・加工等機器の製造
ウ 食品の流通（卸売業及び小売業に限る。）

④ 事業内容

3 観光・ものづくりパワーアップ資金の所要額

設備資金 千円
運転資金 千円 合計 _____ 千円

観光・ものづくりパワーアップ資金に係る新かごしま「食」と「職」の魅力向上・加速化プロジェクトの対象事業であることを証明します。

平成 年 月 日
鹿児島県商工労働水産部経営金融課長 印

(注) この証明書は融資対象者であることを証明するもので、必ずしも融資を約束するものではありません。別途、金融機関などの審査が必要です。

事業承継対策資金融資対象要件該当届出書

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、下記のとおり、本資金の融資対象要件に該当することを届け出いたします。

記

1 申込者（後継者）の概要（承継する又は承継した事業について記入してください。）

業 種		承継（予定）時期	年 月 日
事業所所在地			
承継する又は承継した事業の内容			
現経営者（事業承継後の場合は、旧経営者）との関係	該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入してください。 1 親族（続柄） 2 親族以外の役員・従業員 3 その他（）		
事業承継の理由			

2 現経営者の概要（事業承継後の場合は、旧経営者について記入してください。）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
事業所所在地			
業 種	開業年月日	年 月 日	

3 資金使途（該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入してください。）

- (1) 事業用資産の取得費用（事業に必要な土地・建物・設備等を買うための費用など）
- (2) 事業用資産に係る納税費用（事業用資産に係る相続税・贈与税の納付費用）
- (3) 運転資金（商品・原材料の仕入費用、人件費、販路開拓費など）
- (4) 設備資金（設備の更新、新たな設備の導入のための費用など）
- (5) 株式の取得費用（経営安定のために会社が他者から自社株を買うための費用など）
- (6) その他（）

4 事業承継が確認できる書類（該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入の上、添付書類として提出してください。）

- (1) 開業・廃業等届出書の写し（個人の場合）
- (2) 登記事項証明書の写し（法人の場合）
- (3) 事業譲渡契約書の写し
- (4) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定書の写し
- (5) 事業承継支援証明書
- (6) その他、事業承継に着手したことが分かる書類
 - ① 不動産に係る登記事項証明書の写し、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し（事業に必要な土地・建物を取得済み又は賃貸借契約済みの場合）
 - ② 設備等に係る売買契約書の写し、領収書の写し（事業に必要な設備・機械等を購入済みの場合）
 - ③ 商品・原材料の仕入に係る領収書の写し（商品・原材料を仕入済みの場合）
 - ④ 商品等の受注書の写し（商品等を受注済みの場合）
 - ⑤ 事業に必要な許認可証の写し（事業に必要な許認可を受けている場合）
 - ⑥ その他（書類名：）

（注） 法人の企業内承継（経営者交代）であつて、事業承継前のものについては、事業承継が確認できる書類の添付は不要です。

事業承継支援証明書

1 事業承継対策資金の申込者

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 被承継者又は承継者の種別

承 継 者 ・ 被 承 継 者 （どちらかに○）

上記の者は、当機関による支援を受けて事業承継計画書を策定していることを証明します。

年 月 日

住 所

支援機関名

印

第7号様式（第12条関係）

耐震改修支援資金融資対象該当届出書

年 月 日

申込者 住所
氏名
印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、下記のとおり、本資金の融資対象要件に該当することを届け出いたします。

記

1 対象建築物の状況

建築物の名称					
所在地					
用途			建築年月日		
階数	地上 階	地下 階	延べ床面積	㎡	

2 融資対象要件（該当する番号を○で囲んで、（ ）に必要な事項を記入してください。）

- (1) 耐震診断を行う場合
- (2) 補強設計（耐震改修をするために必要な設計）を行う場合
 - ① 建築士等が実施した耐震診断について、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録されている耐震判定委員会（以下、「耐震判定委員会」という。）から、倒壊の危険性があるとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）
 - (3) 耐震改修を行う場合（①及び②のいずれも満たすこと）
 - ① 建築士等が実施した耐震診断について、耐震判定委員会から、倒壊の危険性があるとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）
 - ② 建築士等が策定した耐震改修の計画について、耐震判定委員会から、安全性が確保されているとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震改修の計画の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）
 - (4) 建替えを行う場合
 - ① 建築士等が実施した耐震診断について、耐震判定委員会から、倒壊の危険性があるとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）

※ 建替えの場合は、耐震改修の計画に係る判定・評価を受ける必要なし。耐震構造の建築物であるかも含めて建築確認において審査するため、建築確認を受けているかを確認すれば足りる（建築確認済証は、保証決定までに提出する必要がある。）。

3 資金使途及び添付書類

2で○をした融資対象要件に係る項目について記入してください。

資金使途の番号を○で囲んで、（ ）に必要な事項を記入してください。

また、添付書類のチェック欄にはレを記入してください。（チェック欄に全てレがついていることが必要）

(1) 耐震診断を行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
耐震診断に要する費用 (地盤調査や建築物に附属する擁壁を含む) ① 現地調査費 ② 構造計算・構造図面復元等に要する費用 ③ 耐震判定委員会の評価（耐震診断）に要する費用 ④ その他（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断に要する費用がわかる書類 例：見積書、契約書等の写し など ・通常の融資申込時に必要な書類 例：納税証明書 など 	

(2) 補強設計（耐震改修をするために必要な設計）を行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
補強設計に要する費用 ① 調査設計計画費 ② 基本設計費 ③ 実施設計費 ④ 耐震判定委員会の評価（耐震改修の計画）に要する費用 ⑤ その他（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果書の写し ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し ・補強設計に要する費用がわかる書類 例：見積書、契約書等の写し など ・通常の融資申込時に必要な書類 例：納税証明書 など 	

(3) 耐震改修を行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
耐震改修に要する工事費用 ① 建設工事費 ② 工事管理費 ③ その他（ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果書の写し ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し ・耐震判定委員会の耐震改修計画の判定・評価書の写し ・耐震改修に要する費用がわかる書類 例：見積書、契約書等の写し など ・通常の融資申込時に必要な書類 例：納税証明書 など 	
工事期間中に要する費用 (休業又は一部休業の場合) ① 給与・労賃の支払費用 ② 光熱水費 ③ 借地代 ④ 納税費用 ⑤ その他（ ）		
① 借上費用 ② 移転費用 ③ その他（ ）		

(4) 建替えを行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
建替えに要する工事費用 ① 設計費 ② 建設工事費 ③ 工事管理費 ④ 除却費 ⑤ 敷地整備費 ⑥ その他 ()	・耐震診断結果書の写し ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し ・建築確認済証の写し(※) ・建替（設計費用を含む）に要する費用がわかる書類 例：見積書、契約書等の写し	
工事期間中に要する費用 〈休業又は一部休業の場合〉 ① 給与・労賃の支払費用 ② 光熱水費 ③ 借地代 ④ 納税費用 ⑤ その他 ()	し など ・通常の融資申込時に必要な書類 例：納税証明書 など	
〈仮設店舗等で営業の場合〉 ① 借上費用 ② 移転費用 ③ その他 ()		

※ 「建築確認済証の写し」は、申込時点では添付がなくても可。
 ただし、保証決定までに提出が必要。

第8号様式（第6条関係）

（保証機関の長） 御中

平成 年 月 日

業況報告書

顧 客 番 号	
フリガナ	
顧 客 名	

訪 問 記 録	[訪問回数] 回 / (上半期・下半期)					
	[最終訪問日] 平成 年 月 日					
最近6ヶ月の月別売上	[最終訪問時の状況・気付いたこと]					
	月	月	月	月	月	月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特 筆 事 項	[売上の傾向] (増加 ・ 横這い ・ 減少)					
	[売上の増減要因、焦付発生、その他特筆すべき事項]					
課 題 ・ 今 後 の 見 通 し 等	[課題、業績及び資金繰りの見通し等]					
取 引 状 況	預金	千円		融資	プロパー	保証協会付
					千円	千円
(平成 年 月 日現在の残高)						※別添可

金融機関名 (支店) 担当者

電話番号 () -